

○奈良県市町村総合事務組合負担金条例

平成20年4月1日

奈良県市町村総合事務組合条例第22号

改正 平成24年2月15日条例第1号

平成25年8月1日条例第6号

平成25年12月20日条例第7号

平成28年11月4日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、奈良県市町村総合事務組規約（平成20年奈良県指令市町村第1143号許可。以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、奈良県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の運営に要する経費（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当支給事務に係る負担金)

第2条 規約別表第2第1項に掲げる事務（以下「退職手当支給事務」という。）を共同処理する組合市町村（以下「組合市町村」という。）の負担金は、普通負担金及び特別負担金とする。

(退職手当支給事務に係る普通負担金)

第3条 組合市町村は、退職手当の支給に要する費用及び組合の事務に要する費用に充てるため、毎月職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、組合市町村以外の普通地方公共団体より派遣された職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額（組合市町村の条例により給料月額の減額改定をし、減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合には、その差額を支給することとする規定による当該差額は含まない。）に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額を負担金として納付しなければならない。

- (1) 市町村の長、副市町村長、教育長及び地方公営企業の管理者については、1,000分の330
- (2) その他の職員については、1,000分の200

2 組合市町村は、奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例（昭和62年奈良県市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「支給条例」という。）第9条の規定による勤

続期間の計算において、その者の在職期間が、職員としての引き続いた在職期間とみなされた者に係る負担金については、前項の規定にかかわらず、その者が同条第1号の規定による職員とみなされるまで又は同条第2号の規定による職員となるまでのその引き続いて勤務した期間に支払われたその者の給料月額を基礎として当該期間において定められていた負担率により前項に規定する普通負担金に相当する額を負担するものとする。

(退職手当支給事務に係る特別負担金)

第4条 次の各号に掲げる組合市町村は、退職手当の支給に要する費用に充てる負担金の負担の均衡を図るため、当該各号に掲げる額を特別に負担するものとする。

- (1) 退職手当の支給を受けることとなる者の属する組合市町村は、その者の受けるべき退職手当の額と支給条例第3条(その者の都合により退職した者に対して適用される部分に限る。)の規定によって算定する退職手当の基本額との差額に相当する額
- (2) 退職の日の1年前の号給より5号以上昇給をした職員が退職した場合における当該職員の属する組合市町村は、その者の受けるべき退職手当の額とその者の退職の日の1年前の号給より4号上位の号給に相当する給料月額を基礎として算定する退職手当の基本額との差額に相当する額
- (3) 支給条例附則第4項の規定による退職手当の支給を受けることとなる者の属する組合市町村は、その者の受けるべき退職手当の額と同項の規定を適用しないものとして算定する退職手当の額との差額に相当する額

(退職手当支給事務を共同処理する組合市町村となる場合の負担金)

第5条 退職手当支給事務を共同処理する組合市町村以外の地方公共団体(以下「新規加入団体」という。)が、新たに当該事務を共同することとなる場合において、組合は、新規加入団体の退職手当支給事務を承継し、新規加入団体は当該新規加入団体の退職手当支給事務を共同処理することとなる日(以下「加入日」という。)の属する年度の前年度末決算における奈良県市町村総合事務組合基金条例(平成20年奈良県市町村総合事務組合条例第27号)第2条第1号に規定する退職手当基金の残高から加入日の属する年度の前年度末までに組合市町村がすでに組合に納付した第3条の規定による負担金(以下「納付済普通負担金等」という。)と前条の規定による特別負担

金の合計額（以下「負担金納入総額」という。）と加入日の属する年度の前年度末までに支給した組合市町村の退職手当の合計額（以下「退職手当支給総額」という。）との差額を差し引いた額に相当する額を、加入日の属する年度の4月1日現在における組合市町村の総職員数で除した額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）に加入日における新規加入団体の職員数を乗じて得た額（以下「加入時負担金」という。）を納付しなければならない。ただし、合併市町村が合併と同時に新規に組合に加入する場合において、合併関係市町村（合併関係市町村のいずれかで構成する一部事務組合を含む。）のいずれかが組合に加入していなかった団体（以下「旧未加入団体」という。）に該当する場合の加入日における新規加入団体の職員数は、当該合併市町村が旧未加入団体から引き継いだ職員数とする。

- 2 合併市町村が合併と同時に新規に組合に加入する場合において、合併関係市町村（合併関係市町村のいずれかで構成する一部事務組合を含む。）がいずれも組合に加入していた市町村である場合には、前項の規定を適用しない。
- 3 新規加入団体は、加入時負担金を加入日の属する年度を初年度とした5ヶ年度以内に一時金（原則として初年度納付に限る。）又は月割等の方法により組合に納付するものとする。
- 4 加入時負担金の納付方法については、加入時に新規加入団体との間において協議するものとする。

（退職手当支給事務を共同処理する組合市町村からの脱退）

第6条 組合は、組合市町村が退職手当支給事務の共同処理から脱退する場合においては、当該組合市町村がその脱退の日までに既に組合に納付した当該組合市町村の納付済普通負担金等の100分の95に相当する額（以下「精算相当負担金額」という。）と第4条の規定による特別負担金の額の合計額から、その脱退の日までに支給した当該組合市町村の職員で退職した者に係る退職手当の合計額を差し引いた額に相当する額を当該組合市町村に還付するものとし、当該退職手当の合計額が精算相当負担金額と特別負担金の額の合計額を超えることとなるときは、その超えることとなる額に相当する額を当該組合市町村から納付させるものとする。

- 2 市町村の合併により消滅する組合市町村（以下この条において「消滅市町村」という。）が、合併の日の前日をもって組合を脱退し、かつ、消滅市町村を引き継ぐ市町

村（以下この条において「合併市町村」という。）が、合併と同時に組合に加入するときは、前項の規定は適用しない。この場合において、消滅市町村の負担金納入総額と退職手当支給総額は、合併市町村が引き継ぐものとする。

- 3 前項の規定は、組合市町村がその事務の全部又は一部を共同処理するため、設立又は加入する地方公共団体の組合にその職員を引き継ぐと同時に、その組合が組合に加入する場合に準用する。

（非常勤職員の公務災害補償に関する事務に係る負担金）

第7条 規約別表第2第3項に掲げる事務（以下「非常勤職員の公務災害補償に関する事務」という。）を共同処理する組合市町村の負担金は、普通負担金及び特別負担金とする。

（非常勤職員の公務災害補償に関する事務に係る普通負担金）

第8条 非常勤職員の公務災害補償に関する事務を共同処理する組合市町村は、奈良県市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成20年奈良県市町村総合事務組合条例第28号）（以下「補償条例」という。）第2条に定める職員（以下「職員」という。）の公務災害補償に要する費用及び事務に要する費用に充てるため、次に掲げる基準に基づき算定して得た額の合算額を普通負担金として納付しなければならない。

- (1) 補償条例第5条第1項に掲げる額に365を乗じて得た額に毎年4月1日現在における議会の議員の定数を乗じて得た額の1,000分の0.6の額
- (2) 補償条例第5条第2項に掲げる額に365を乗じて得た額に毎年4月1日現在における執行機関たる委員会の非常勤委員及び非常勤の監査委員の定数を乗じて得た額の1,000分の0.6の額
- (3) 補償条例第5条第3項に定める者の公務災害補償に要する費用として組合の予算をもって定める額の2分の1に相当する額を組合市町村の数で除して得た額と他の2分の1に相当する額をそれぞれの組合市町村の人口数により按分して得た額の合算額
- (4) 組合の事務に要する費用として組合の予算をもって定める額の10分の3に相当する額を組合市町村の数で除して得た額と10分の7に相当する額をそれぞれの組合市町村の人口数により按分して得た額の合算額

2 組合は、財団法人町村議会議員公務災害補償組合連合会との契約により特別の負担金を要するときは、組合の議会（以下「組合会」という。）の議決により前項に規定する負担金以外の負担金を徴収することができる。

（非常勤職員の公務災害補償に関する事務に係る特別負担金）

第9条 組合は、特に多額の補償を要する場合があるときは、当該補償を受ける者の属する組合市町村より、組合会の議決により特別負担金を徴収することができる。

（端数計算）

第10条 この条例の規定により算定した額において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（負担金の納期）

第11条 組合市町村は、次の各号に掲げる負担金の種類に応じ、当該各号に定める期日までに負担金を納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項に規定する普通負担金 その月分を毎月末日
- (2) 第3条第2項に規定する勤続期間の計算の特例の適用に伴う負担金 管理者が指定する期日
- (3) 第4条に規定する特別負担金 管理者が指定する期日
- (4) 第8条第1項に規定する普通負担金 毎年度5月31日
- (5) 第8条第2項及び第9条に規定する特別負担金 管理者が指定する期日

（督促及び延滞金）

第12条 第8条及び第9条に定める負担金を納期期限内に納入しないときは、管理者は、期限を付して督促するものとする。

2 前項の督促を受けた組合市町村は、当該負担金にその納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該金額100円について1日3銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満であるとき及び滞納につきやむを得ない事由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月15日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年度から平成26年度に納付する特別職に係る普通負担金の特例）

2 第3条第1項第1号に規定する「1000分の330」とある割合は、同号の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間にあつては「1000分の300」と、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては「1000分の350」と、それぞれ読み替えるものとする。

（平成24年度から平成27年度に納付する一般職に係る普通負担金の特例）

3 第3条第1項第2号に規定する「1000分の220」とある割合は、同号の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間にあつては「1000分の160」と、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては「1000分の230」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成25年8月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年12月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年11月4日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。